

第4章

海外就労奨励政策と経済発展の展開と課題

鹿毛 理恵

はじめに

グローバリゼーションの代表的諸相のひとつに国際的な労働力移動が挙げられる。人類は古からよりよい環境を求めて移動と定住を繰り返してきた。産業革命に始まる急速な技術進歩によって、移動距離の拡張、移動時間の短縮、移動時の安全性の向上、輸送量の増加などが実現し、移動コストは大幅に縮小した。一方、政治面においては、第2次世界大戦後に主権国家が世界各地で誕生した。各主権国家は、歴史的かつ文化的な国の成り立ちをふまえて市民権ガバナンスと国境管理を徹底した。国家は国境を管理するなかで、国民の国籍や国際的移動、および外国籍者の国内における移住や諸活動に対し規制を設けて管理するようになった⁽¹⁾。アジア諸国⁽²⁾も市民権や国境にかかわる管理を徹底化している。その条件下で国際労働移動の規模と範囲は拡大していった⁽³⁾。

国際労働移動の拡大には、経済発展と強い相関関係がみられる。経済発展と資源賦存状況によって大きく2種に分類される国々が形成され、その2者間で国際的な労働力移動が始まる。2者のうち、ひとつは経済発展がすすんで労働需要が生じ、さらに労働力不足問題を抱えるようになった先進国である。もうひとつは、経済発展の軌道に乗り遅れ、余剰労働力を抱え、貧困と失業問題のために新分野での雇用創出が迫られている後進国で

ある。2国間には国際的な賃金格差がある。その格差は後進国の労働者を先進国への移動に導くインセンティブを生み出す。国際労働移動が活発になることで海外送金額が増えると、後進国政府は労働力輸出を重要な外貨獲得手段として認識するようになる。そして後進国政府は、労働力輸出をひとつの経済発展戦略ととらえて、受入れ先の海外市場の開拓、就業先の確保、海外就業の斡旋など、海外就労に関する奨励策を実施するようになる。

アジアの国々はそれぞれ経済発展のレベルが異なって存在する。そのためアジアには、高い発展段階にある労働力輸入国、低い発展段階にある労働力輸出国、経済発展の軌道に乗りはじめ労働力輸出国から輸入国へ転換しつつある国、政策的に国際労働移動に積極的でない国が共存し合う⁽⁴⁾。国家が国民もしくは外国人の国際移動をどこまで許容するのか、または利用するのかについての判断は、国家の経済発展政策のあり方と発展段階で決まる。

アジアの国際労働移動に大きな動向変化の起こった時期はふたつある。ひとつはオイルショックのあった1970年代である。この時期より、アジアの労働力が中東へ向かうようになった。国際労働移動が活発化する以前の1970年代初頭までは、海外へ渡航できる者は欧米先進諸国へ向かう留学生や高度人材などの一部のエリート層や富裕層に限られていた。その一方で、当時、人口の大多数を占めていた伝統的小規模農業で生計を立てる人びとは、海外渡航の機会がほぼ閉ざされていた。しかし、1973年の石油価格高騰を契機に中東湾岸諸国で高成長が進むと状況は一変した。貧困、低学歴、低技能ゆえに海外渡航機会に恵まれていなかった人びとのあいだで、続々と海外出稼ぎを目的とした移動が実施されるようになったのである。そして、もうひとつの潮流期の始まりは1990年代からである。東アジアの急成長によって、アジアの経済新興地域が近隣諸国の労働力を吸収するようになったのである。

アジアの国際労働移動の特徴として、次の4点を指摘できよう。第1に、労働力を受け入れたいとする国が、外国人労働者を一時的な雇用契約のもとで滞在と就労を許可し、協定を交わす。このとき、受入国は外国人材に

対し、市民権を与えない範囲で滞在・就労期間などを定める。受入国の管理制度のもとで、企業が直接的に外国人材と雇用契約を結ぶ方法もあれば、量的に労働力が必要な場合には外国人労働者を扱う職業紹介事業所を通じて、受入国の雇用者と送出国の被雇用者とのあいだで雇用契約を結んでから、労働力が移動するあり方もある。そのため、受入国雇用者が欲する労働力を必要な期間だけ雇うという、一時的な契約ベースの外国人労働者が移動の大半を占める。第2に、第1の方法だけでなく、古くから近隣諸国間ですでに移動ルートを形成しているエリアも多く存在する。アジアにはさまざまなタイプの受入れ・送出し方法がある。第3に、単純作業から専門職まですべての人材レベルに需要がある。経済発展が進むと、受入国では国民が3K（危険、汚い、きつい）仕事を避けるようになるため、その分野で労働力が不足するだけでなく、経済成長を維持するために高度人材の受入れも必要となってくる。しかし、量的にはホワイトカラーの高度人材よりも、建設作業員や介護士、看護師などの需要の方が大きい。とくに経済成長率の高いアジアでは、家事労働者、建設作業員、工員などの半熟練または未熟練労働者が、アジアの国際労働移動のおもな実行者となっている。そして第4に、受入国で家事労働やケアの分野で女性労働者に対する需要が高まっている。女性労働者に対する需要増加の背景には、労働力輸入国において、経済発展によって中間層が拡大し、全体的に生活水準が高まったことのほか、高齢化と少子化による人口構成の変化によって、社会福祉の充実が求められるようになったことなどが大きな要因である。以上、これらがアジアにおける国際労働移動の4つの特徴として指摘できる。

ここでは、アジアの一国であるスリランカの国際労働移動の政策と、その背景およびインパクトについて、その変遷をたどる。本題に入る前に、なぜスリランカの国際労働移動に注目しているのかについて、ここで述べておきたい。すでに述べたように国際的な労働移動の現象は、経済発展と強い相関関係がみられ、発展段階によってそのあり様も異なり、また、変化する。スリランカはインド洋に浮かぶ小さな島国である。地政学的にみると、スリランカはイギリス、日本、シンガポール、台湾などと同様に経済的にも軍事的にも活用できる潜在力をもつ。とくにスリランカは貿易

の中継地や拠点として発展する可能性は十分に見込める。あるスリランカ人研究者は、スリランカも立地条件を生かして、国内の工業化をさらに多様化および高度化することで、輸出志向型の成長戦略を軌道にのせて、さらに発展することは可能だと言及する（2015年聞き取り調査）。スリランカがもし経済発展とともに国内産業において未熟練労働者から高度人材までの国民を活用する場を国内で展開および提供できるならば、頭脳流出や労働者の海外出稼ぎは終息するはずである。スリランカの経済発展政策の展開と成果と、さらに国内外の政治・経済・社会の情勢変化によって、同国の国際労働移動はどのような変遷をたどるのか、長期的視点をもって追跡的な調査研究を行うことは、学術的に大変意義あるものと考えている。スリランカは2009年5月に内戦終結を迎え、やっと経済発展の障壁のひとつを取り除くことができた。また、人びとの海外流出や難民を引き起こすような政治的要因もほぼ取り除かれた。しかし、内戦が終結してからまだ日も浅いため、国際労働移動の動向自体には、際立って特徴的な変化は観察できない。しかしながら、30年近く続いた内戦を終結させたラージャパクサ政権が導入した海外就労奨励政策は、それまでとは異なるものであったことは事実である。

本章では、1970年代後半から活発化する国際労働移動の動向と海外就労奨励政策の展開を振り返り、内戦終結後の現段階において、具体的にどのような変化がみられるのかについて、政策的な潮流の時期に分けて言及する。さらにスリランカ政府が公表する統計データや報告書、調査文献、筆者がアンケート調査や聞き取り調査で収集したデータを基に、海外就労奨励政策の肯定的および否定的なインパクトについて、マクロレベルとミクロレベルの視角から評価する。さらに国際労働移動の問題点を探りながら、海外就労奨励政策がスリランカの経済発展の一助になっているのかについての考察も試みる。

第1節 スリランカの海外就労奨励政策

1. 労働力輸出開始の背景——市場開放と経済発展——

スリランカもまた、前述したアジアの国々と同じように、国際労働移動の現代的な変化は1970年代に始まる。当時のスリランカは、1970年代初頭に人民解放戦線（JVP）のシンハラ人青年たちによる反乱が起こり、貧困・失業・不平等が問題視された。なかでも、若年層の失業対策に目が向けられ雇用創出策を講じるようになった。1970年代初頭にオイルショックの影響を受けると、中東湾岸諸国以外の世界経済は低迷期を迎えた。スリランカは工業化に必要な石油の価格高騰と外国投資活動の不振などに直面し、社会主義政権下で運営されていた国営企業の工業分野は期待どおりに輸出拡大をすすめることができなかった。

1977年に誕生した政府は前政権がとった社会主義的運営を大きく変更し、市場開放をすすめた。国営企業を民営化したほか、民間部門の役割に期待する輸出志向型の経済政策を打ち立てた。政府は1977年末に固定相場制から変動相場制へ変更したものの、その後も為替操作介入を行いながらスリランカ・ルピー安を促してきた（Jayasuriya 2004, 178; Kelegama 2006, 261）。ルピー安を維持することで、輸出に有利な環境を整えたのである。政府は輸出加工区への企業誘致や投資拡大を目論み、雇用創出につなげようとしていた。1970年代初頭の反乱を教訓として、とくに若年層の失業率を改善することが市場開放政策導入の理由のひとつだったといわれている（Lakshman 2004, 27）。しかしながら、市場開放に伴う貿易自由化によって海外から安い食料品や農産品が流入するようになった。すると国内産が売れなくなり、就業率の高い農業分野へのダメージは深刻なものとなった。その結果、失業率は改善できず、再び若者のあいだで政府に対する不満が高まった。1980年代に入ると、北部のタミル人青年たちが中心となったタミル・イーラム解放の虎（LTTE）と政府との内戦がはじまり長期化した。1980年代後半には、再びJVPが南部などの農村地域で勢力を拡大し、数年

にわたる反乱を起こした。これらの影響を受けて輸出志向型工業化戦略は、遅々とした状況が続いた。こうして青少年の失業対策は重要課題として認識されるようになった。

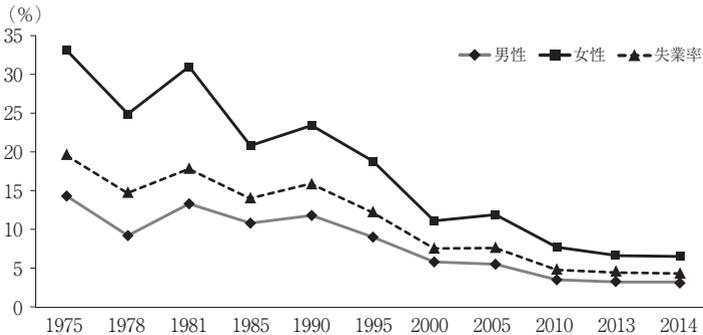
さて、国際労働移動はどのように開始し、どのような展開をみせてきたのだろうか。1970年代に転換期を迎えたのは外的要因によるところが大きく、それは1970年代のオイルショックに始まる。1970年代前半から、中東地域の石油産出国で急成長がすすみ、労働需要が高まると、同地域は周辺諸国のみならず、東南／南アジアの労働者も引き寄せるようになった。スリランカも、インドやフィリピンなどに後れをとったが、1970年代後半から中東への労働力移動が始まっている。同じ頃、スリランカは政情・社会不安の問題を抱えていたため、工業品よりも労働力の輸出を促進する結果となった。輸出促進のために導入したルピー安によって、外国賃金をさらに高め、スリランカ人の海外出稼ぎインセンティブを強めてしまったのである。表4-1が示すように、スリランカとサウジアラビア、およびクウェートとの1人当たりの国民総所得（GNI）は、最も格差の著しい1980年において50倍から60倍ものひらきがあった。それゆえ、スリランカのマクロ経済における海外労働者送金の重要度も非常に高かったのである。このような国際間の所得格差の存在が、海外就労奨励策の積極的な展開の刺激要因となった。また、元外務省職員によれば、石油資源に恵まれないスリランカは、価格の高騰した石油を輸入するためにも、労働力を輸出することで、中東地域との外交関係を強める必要があったと説明した（2007年聞き取り）。1980年代から暴動や内戦が続いたものの、海外就労奨励政策のおかげでスリランカ人の雇用が海外で確保されたといえる。それは、国内の失業率の軽減に影響したということもいえよう（図4-1）。とくに、女性の失業率は著しい改善をみせている（第3章参照）。これはアパレル産業における女性労働力の活用（第2章参照）などの要因も大きい。また、次節でも指摘することになるが、内戦が続いていた経済的に不安定な時代に、学歴や職歴のない既婚女性にも海外で家事労働者として働く機会を提供し、貧困世帯に所得機会を与えたものとして海外就労奨励政策を評価できよう。この結果、内戦が激化した1990年代半ばから2000年代半ばにかけて、女性家事労働者の海外

表4-1 スリランカと労働力輸入国の1人当たりのGNIの推移（名目USD）

	1980	1990	2000	2005	2010	2012	2013	2014
スリランカ	280	470	860	1,210	2,260	2,910	3,180	3,400
サウジアラビア	14,430	7,230	7,860	12,460	18,470	23,690	25,140	n.a.
クウェート	19,470	n.a.	19,060	34,600	41,540	48,660	52,000	n.a.
UAE	n.a.	n.a.	n.a.	38,390	34,140	39,450	43,860	45,200
カタール	n.a.	n.a.	n.a.	39,560	65,840	80,760	89,950	94,410
モルディブ	n.a.	n.a.	n.a.	3,770	5,960	6,670	6,730	7,170
韓国	1,810	6,480	10,750	17,800	21,320	24,640	25,870	27,090
マレーシア	1,820	2,370	3,420	5,250	8,200	9,890	10,510	10,760
キプロス	3,410	9,510	14,070	23,580	30,690	28,890	27,520	26,370

（出所） World Bank (<http://data.worldbank.org/>), GNI per capita, Atlas method (2015年11月29日アクセス)。

図4-1 スリランカの失業率、男女別失業率の推移（1975～2014年）



（出所） CBSL, Annual Report, 各年版。

出稼ぎはスリランカの国際労働移動の最も特徴的な動向となった。

2. 海外就労奨励をめぐる政策

(1) 黎明期——1976年から1993年まで——

1970年代半ばから中東地域への出稼ぎが増え始めると、次第にそれまでの労働法ではこの変化に対応できなくなっていった。政府は1976年に労働省内に海外雇用局を設置し、国民の海外就業に関する条件を緩和した（ILO

表4-2 海外就労奨励政策のながれ

年代	海外就労奨励政策	国内のうごき	労働力輸入国のうごき
1973			石油価格高騰 中東，経済ブーム・建設ラッシュ 中東，労働力不足によるアジア系労働者受入れ活発化
1976	*黎明期 労働省に海外雇用局設置 在外公館の設置	中東出稼ぎ増加	中東，中間層増加，外国人家事労働者需要増
1980	海外雇用法	中東向け雇用10万人目標	
1983		LTTE 内戦はじまる	
1985	海外雇用局（SLBFE）法		
1986	SLBFE の設置（送出し機関の運営） 海外職業紹介事業所団体の設置		
1987		JVP 青年の暴動（～1989年） 青年の海外渡航急増	
1990			イラクのクウェート侵攻（湾岸戦争へ）
1992		外貨獲得の10年目標 行政とメディアの海外雇用促進	
1994	*女性家事労働者の拡大期 SLBFE 法改正	女性家事労働者の増加 女性家事労働者のクレーム増 政治家・メディア問題視	
1996	SLFEA の設置		
2004			韓国，雇用許可制度導入 外国人単純労働者受入れ・EPS 導入
2005	*質的転換期	ラージャバクサ大統領政権	
2006	国際労働移動の国民的政策 海外雇用促進・福利省（MFEPW）の設置	労働者・家族の保護重視 労働者の技能向上 男性労働者の拡大	
2007			韓国，外国人産業研修制度廃止
2009	*法と秩序の導入期 SLBFE 法改正	内戦終結	
2015	*政権交替	シリセーナ大統領政権	

（出所） 筆者作成。

2013, 5; Karunaratne 2008, 26)。労働市場開拓につなげるための情報収集とスリランカ人労働者を支援および保護することを目的に、1970年代末頃から中東諸国に在外公館をつぎつぎと設置した (Brochmann 1993, 67; Gamburd 2000, 51)。政府は国営企業の民営化をすすめるなか、海外雇用促進にかかわる業務・運営も民間に外部委託するため、1980年に海外雇用法 (the Foreign Employment Act no. 32 of 1980) を立法化し、政府が民間業者の監督・指導を実施できる体制を整えた (Gamburd 2000, 51)。その後、中東地域で少なくとも10万人の雇用を1982年までに達成するとの目標掲げるなど (Raj-Hashim 1994, 123)、スリランカ政府の海外雇用促進策に対する関心は高まっていった。

1985年より政府はフィリピンの送出し機関の体制を参考に制度化をすすめた (Wickramasekara 2011a, 13)。最初にスリランカ海外雇用局法を立法化し、翌1986年に送出し機関を設立 (Sri Lanka Bureau of Foreign Employment: SLBFE) して運営を開始した (Sri Lanka Bureau of Foreign Employment Act, No. 21 of 1985)⁽⁵⁾。このほかに認可海外雇用紹介所団体 (Association of Licensed Foreign Employment Agencies: ALFEA) も設置している。当時のジャヤワルダナ大統領は1992年から2001年までを「外貨獲得の10年」として、とくに海外雇用政策に注目している (Raj-Hashim 1994, 123)。政府は1990年代前半から全国200カ所の地方行政機関とマスメディアを通じて、全国各地で海外雇用促進につながる広報活動を実施した (INSTRAW and ILO 2000, 113)。

(2) 女性家事労働者の拡大期——1994年から2005年まで——

1994年に、政府はSLBFEの体制強化に向けた法改正を行っている (SLBFE Amendment Act, No. 4 of 1994)。具体的には、登録手数料の増額と職業紹介事業所を通じた徴収方法の徹底化、出稼ぎ融資や送金用の銀行口座開設の指導、研修、帰国者のための起業支援などの取り組みの開始である (Gamburd 2000, 52)。SLBFEは1994年の法改正にともない体制強化を実施した。スリランカ人の国際移動の実態を把握するため、1995年から海外出稼ぎ者数の調査を徹底化した。このことで統計データの信頼度が高まった。1996年になると外務省の管轄のもとで、政府は国内外の職業紹介事業所が青年の雇

用促進の仲介役になるために、スリランカ海外職業紹介事業所 (Sri Lanka Foreign Employment Agency (Pvt.) Ltd.: SLFEA) の設立を促した (IPS 2013, 55)。対象とされたのは熟練および半熟練労働者である。各地に、SLBFE 事務所と事前研修所が設置された。政府は家事労働者として初めて渡航する者に対して事前研修を義務づけた。そのため、この事前研修の証明書は、SLBFE 登録申請時に必要な書類のひとつになった (IPS 2013, 57)。

1990年代半ばから2007年にかけて、女性の海外出稼ぎの渡航者数は男性のそれよりも多く、とりわけ女性家事労働者の渡航は全体の6割から7割を占めていた。海外雇用が増加すると、とくに女性家事労働者と未熟練労働者のなかから、海外の職場での待遇問題を訴える者の数も増えた。そこで政府は、1992年にUAEに女性家事労働者のためのセーフ・ハウス (避難所) を作っている (Gamburd 2000, 217)。女性家事労働者からのクレーム件数はほかの職種と比べて突出しており、出稼ぎ先でさまざまな問題に直面しやすく、雇用主の家から脱走する女性が多いからである。雇用主や職業紹介業者による虐待、原因不明の死亡、刑務所収監、雇用主の子どもを死なせたなどによる死刑判決など、海の向こうで起こるさまざまな問題をとくに英語メディアが報じるようになった。国内では、妻／母が家族を残して出稼ぎすることで生じる社会問題が露呈した。政治家やメディアは、女性たちが家族を残して出稼ぎすることに対する「罪」の意識や、父親や子どもたちへの悪影響と、女性たちの海外での行動を「不品行」だとしてとりあげ、問題視するようになった (ヘルマン-ラジャナヤガム 2012, 194)。しかし、政治家やメディアが女性家事労働者の出稼ぎを問題視しても、女性の出稼ぎは増え続ける一方であった。

(3) 質的転換期——2005年から内戦終結前まで——

2005年11月にラージャパクサ大統領が就任すると、これまでの海外就労奨励政策に、労働者のスキルレベル向上のほか、より労働者と家族の保護の視点に立った質的な変更がみられるようになった。まず、政府は海外雇用と福利をめざす海外雇用促進・福利省 (Ministry of Foreign Employment Promotion and Welfare: MFEPW) を発足させた (IPS 2013, 60)。MFEPW

は、海外出稼ぎによって労働者およびその家族が直面するさまざまな社会的問題と保護に取り組むために、ILO に協力を要請し、批准⁽⁶⁾している「すべての移住労働者及びその家族の権利の保護対策に関する国際条約1990年」および「ILO 労働力移動に関する多国間枠組み2006年」などの国際的なフレームワークに従って、国民の保護や育成につながる国際労働移動についての国民的政策の策定に着手したのである（Wickramasekara 2011b, 315）。スリランカ厚生省による海外出稼ぎ労働者の福利厚生への向上政策と HIV/エイズへの取り組みや、青少年対策省による海外出稼ぎ労働者向けの TVET（技術教育職業研修）政策、労働省による国民ディーセント・ワーク政策などの取り組みが2006年から国を挙げて実施されるようになった（IPS 2013, 60; ILO 2008, 3）。

こうして海外雇用に関して多くの省庁が政策的にかかわるようになった。当時の政策目標には、海外就労者の安全と人権確保が海外でも保障されやすい職種として、看護師やコンピュータ技師などの熟練者や高度人材の拡大がすすめられている。また、欧州市場の開拓をめざして、英語で指導する看護師養成学校の設立なども考えられている。ほかに、出稼ぎを希望する若者に対して、地元で職業研修を受けられる施設の充実や、海外出稼ぎの初期費用を銀行から融資する仕組みづくり、スリランカに残された子どもたちに対する福利厚生を村レベルで提供すること、海外にいる女性出稼ぎ労働者に対する特別な保護対策や、海外で働く労働者に対する年金の導入などが盛り込まれている（IPS 2013, 61）。

（4）法と秩序の導入期——内戦終結後から2014年まで——

2009年5月にラージャパクサ大統領の主導で内戦が終結を迎えると、出稼ぎ志願者の自由が尊重され、これまでの送出し事業所のビジネス志向が優先されがちであった海外就労奨励政策にメスが入るようになった。以前と比較し、政府が法的規制を徹底化し、出稼ぎ労働者や送出し事業所を管理するようになったのである。

同年、SLBFE は送出し事業所に対し35項目の審査項目を作成して評価する制度を導入し、ウェブサイト上でその評価の公開を開始した。また、

MFEPW は不正を働いた業者のブラックリストも作成している (IPS 2013, 68)。仲介業者の不正や契約不履行などのクレームも、出稼ぎ志願者から SLBFE に数多く寄せられ問題になっていたことがその背景にある。同年には SLBFE 法が改定された (SLBFE Amendment Act, No. 56 of 2009)。この法改正から警察権が導入されることになり、送出し事業所が SLBFE の認可を受けずに営業した場合や、出稼ぎ志願者らに対して不当な行為を行った場合には、処罰や罰金の対象となった⁽⁷⁾。出稼ぎ志願者についても、偽造旅券を所持している者や SLBFE に手数料を支払わずに出稼ぎした者には、当人を警察が逮捕できることになった。SLBFE 本局内部には、警察官が20人ほど出向してきている部署 (Inspector) があり、帰国者、出稼ぎ志願者または家族の相談に応じていた (2014年9月、現地聞き取り調査)。聞き取りによれば、2009年以前までのスリランカでは、出稼ぎしたい者の意思と自由が過剰に尊重されていたために、本人の出稼ぎを水際で強制的に引き止めることはできなかったという。政府は2011年頃から女性の海外渡航許可の最低年齢を18歳から21歳に引き上げ、5歳以下の子どもをもつ母親の海外出稼ぎを制限する取り組みを強化した。家族構成報告書の提出を義務化し、SLBFE が子どもの有無を把握するようになった。もし家族が警察に要望を出せば、とくに5歳以下の子どもを残して出稼ぎしようとする母親を空港で引き止め、家族のもとへ連れ戻すことが可能になった。

SLBFE は海外出稼ぎ志願者に対して登録手数料を課している。現行では、女性家事労働者の場合、初めての海外出稼ぎならば7700ルピー、2度目以降ならば3200ルピーとなる。それ以外の仕事で海外出稼ぎを希望する場合は一律1万200ルピーをSLBFEに支払わなければならない (SLBFE, 2013, 18)。2015年1月にシリセーナ政権が発足したが、その暫定予算演説のなかで、財務大臣は2015年5月1日より SLBFE の登録手数料を5000ルピーに引き下げると述べている⁽⁸⁾ (*Daily News*, January 30, 2015)。

SLBFE は出稼ぎ労働者の家族にさまざまな社会福祉を提供している (SLBFE 2013)。たとえば、*Videsha Rakiya* 保険計画は被保険者の死亡、葬式費用、扶養家族の死亡、障害者保険、被保険者と扶養家族の医療費などをカバーするものである。*Sesatha* 退職スキームも提供している。このほか

にも、1996年からすでに実施されているもので、出稼ぎ労働者の子どものための奨学金制度がある。小学5年生（Grade 5）、中学卒業程度の GCE/O レベル、大学入学資格を判断する GCE/A レベルの試験に合格すれば奨学金が渡されるというものである。海外出稼ぎ志願者は家を建てることを目標にする者が多いことから、住宅ローンの利子の7割を SLBFE が負担するなどのサービスも政府は提供している。このほか、自営業のための融資、基本的アメニティ融資、出発にかかる諸費用に対する融資などの信用サービスも提供している（IPS 2013, 53）。MFEPW が2012年頃に設立した *Rata Viruwo* という組織体制は、スリランカ人の海外出稼ぎによって生じた問題の軽減をめざし、出稼ぎ労働者の残された家族の支援に注目して設計されたものである。とくに残された子どもたちの福祉と社会的保護の向上に向けて、市町村レベルで取り組むことを目的としている（IPS 2013, 69, および2014年9月、現地聞き取り調査）。

MFEPW は、中東諸国のほか、新たな市場獲得をねらってマレーシアや韓国などの国々とのあいだで二国間 MOU（Memorandum of Understanding）覚書協定を締結している。それまでは女性家事労働者と未熟練労働者の送出しが大多数であったが、より熟練度の高い分野への参入をめざしている（IPS 2013, 71）。韓国は2004年から EPS（雇用許可制度）をスリランカを含む6カ国で導入し、現在15カ国以上のアジアの開発途上国と締結している。

写真4-1 空港の到着出口で家族の帰国を待つ人びと



（鹿毛理恵撮影）

2006年には韓国労働省とスリランカ外務省とのあいだで正式にMOUが交わされた。スリランカ国内にはその事務所がおかれ、韓国人所長ひとりと数人の現地人スタッフで人的資源開発サービス（Human Resources Development Services: HRD）が運営され、労働者の選出から雇用先紹介まで一貫して韓国政府系機関が仲介し、透明性の維持を目標としながら、スリランカ人の労働者を韓国へ送出している。韓国では最長5年働くことができるが、おもに製造業や農業分野の労働力不足問題を抱える中小零細企業が受入れ先である。家族の呼び寄せはできない。年金受給も保障されるようになったという。

(5) 政権交替—2015年から現在—

2015年1月、ラージャパクサ大統領失脚により、シリセーナ大統領のもとで新しい政権が発足した。2015年5月に筆者が実施した現地での聞き取り調査によれば、大統領が交代したことにより、SLBFE内部の人事も大きく変わり、職員との対面調査など実施できる状況ではなかった。また、新政権のもとで、新しい海外就労奨励政策が導入されることも考えられるため、今後予想される動向や方向性についてのコメントなどは控えたいとの回答であった。女性の家事労働者の送出しの制限、専門性やスキルレベルの高いカテゴリーによる労働者の出稼ぎ奨励は続いている。

また、激動した中東情勢がスリランカの国際労働移動にどのような影響を与えるのか、今後とも目が離せない。

3. 国際労働移動の実績

表4-3でこれまでの動向を振り返ると、2002年の出国者総数のうち、海外出稼ぎ者の割合は約37%を占めていたが、2000年代後半から現在にかけて20%台に落ち着いている。近年におけるスリランカ人の出国者数は2009年の内戦終結後に急速な伸びを示した後、安定的な推移を示している。中央銀行が報告した2003/04年度における州別の1000世帯当たりの国際移動と国内移動の人数を表4-4にまとめている。同表は全世帯の98%サンプルで推計

されたものである。同表によれば、スリランカは全国的に国内移動よりも国際移動を実施する人口が大きい。州ごとにみていくと、南部州とウヴァ州は国内移動および国際移動は同規模にあり、北部州とサバラガムワ州は国際移動よりも国内移動の方が実施者の数が多い。西部州や中部州などには商業都市や観光地、工場なども多いことから、居住地にとどまって生計を立てる人びとが相対的に多いため、国内移動の規模は他地域と比較して小さい。また、調査が内戦終結以前に実施されたものであるため、内戦の激しかったエリア（北部、東部）は国内移動および国際移動ともに実施者の数が非常に大きく、逆に戦火から遠い南部州、紅茶の産地であるウヴァ州、サバラガムワ州などでは国内移動および国際移動ともに動きが小さい。内戦時のスリランカにおいては、海外就労奨励政策の効果というよりは国内の政情が、とくに戦況激しい地域において、人びとの移動に影響していることが同表で明らかに示された。さらに地域の産業の安定度や雇用状況も人びとの移動に影響している。国内移動と国際移動を州別にみることで、スリランカ国内の経済発展状況と内戦中の影響を概観することはできたといえよう。

スリランカは海外就労奨励政策を導入して以来、海外雇用目的の渡航者数が増加傾向を示してきた（図4-2）。海外就労奨励政策の時期区分に分けてみていくと、黎明期より徐々に海外就労者の数は増えている。女性家事労働者の拡大期では、1995年に男性と女性の数が逆転し、2007年まで女性の出稼ぎ者数が男性のそれを上回っていた。質的転換期になると、急速に男性の数が増え始める。そして2009年に内戦終結を迎え、法と秩序の導入期に入ると、男性労働者の海外就労をすすめる政策と、韓国への送出しが拡大したこともあり、男女の数が逆転するようになった。2014年は30万418人が海外へ出ている。スキル・職種別でみると、女性家事労働者の渡航者数が圧倒的に多い（図4-3）。近年は、熟練人材や未熟練人材が増え、女性家事労働者の全渡航者に占めるシェアは小さくなってきている。事務系人材や中間人材の伸び率も大きい。表4-5は男女別およびスキル・職種別で雇用実績を選択年で比較したものである。この表から女性渡航者のうち多いときで9割、近年では8割が家事労働者として出稼ぎしている。男性労働者につ

表4-3 カトナヤケ国際空港におけるスリランカ人出国者数の推移（2002～2014年）

	2002	2008	2009	2010
出国者（人／年）	547,660	966,930	962,792	1,121,399
海外出稼ぎ者（人／日）	558	686	677	733
海外出稼ぎ者の割合（％）	37.2	25.9	25.7	23.9
	2011	2012	2013	2014
出国者（人／年）	1,246,727	1,250,350	1,261,722	1,311,258
海外出稼ぎ者（人／日）	720	771	803	823
海外出稼ぎ者の割合（％）	21.1	22.6	23.2	22.9

（出所） CBSL, Sri Lanka Socio-Economic DATA, 各年版。

表4-4 州別の1000世帯当たりの国際移動と国内移動の実施人数（2003/04年度）

（単位：人）

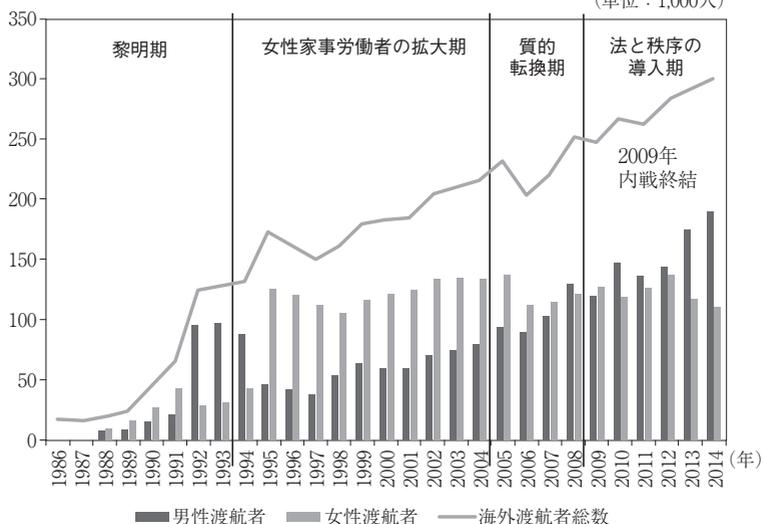
	全国	西部	中部	南部	北部	東部	北西	北中	ウヴァ	サバ
国内	29.0	15.6	19.6	32.5	91.7	82.6	19.9	27.5	25.5	30.6
国際	68.0	62.5	47.7	34.5	72.2	118.1	105.6	68.1	24.3	22.3

（出所） CBSL, Consumer Finances and Socio economic Survey.

- （注） 1） 西部州，中部州，南部州，北部州，東部州，北西部，北中部州，ウヴァ州，サバラガムワ州。
 2） 国内移動の実施者は調査日から過去1年以内，国際移動の実施者は過去2年以内に実施した者が対象。

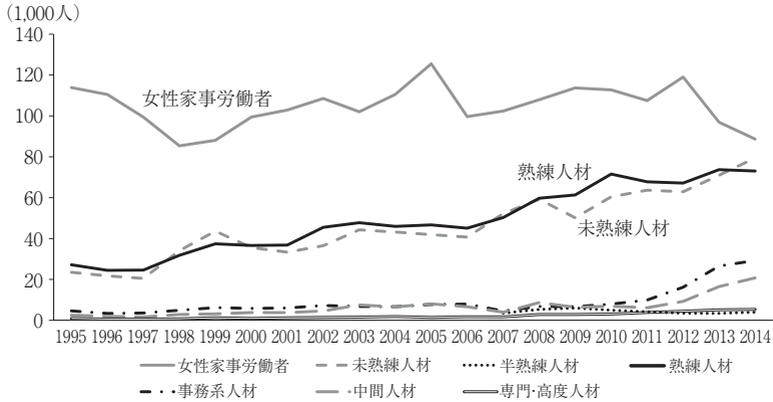
図4-2 男女別の海外雇用渡航者実績の推移（1986～2014年）

（単位：1,000人）



（出所） CBSL, Annual Report, 各年版。

図4-3 スキル・職種別の海外雇用実績（1995～2013年）



(出所) CBSL, Annual Report, 各年版。

(注) 中間人材はホワイトカラー系職種に分類されるものと思われる。

表4-5 男女別／スキル・職種別の海外雇用実績の推移

(単位：%)

		専門・高度人材	中間人材	事務系人材	熟練・半熟練人材	未熟練人材	女性家事労働者
男性渡航者数							
1995	46,021	1.8	4.5	8.6	42.2	42.6	—
2006	93,896	1.8	6.5	7.8	43.0	40.9	—
2012	143,784	2.8	6.1	10.4	43.7	37.1	—
女性渡航者数							
1995	126,463	0.0	0.3	0.4	6.1	3.1	90.1
2006	111,778	0.1	0.7	0.8	5.7	3.6	89.2
2012	138,547	0.3	0.4	0.9	5.5	8.0	84.9
全渡航者数							
1995	172,489	0.5	1.4	2.7	15.7	13.6	66.0
2006	201,948	0.8	3.3	3.9	22.3	20.3	49.4
2012	282,231	1.6	3.3	5.7	25.0	22.3	42.2
2013	293,218	1.8	5.6	9.1	26.3	24.2	33.0
2014	300,413	1.8	6.9	9.7	25.6	26.4	29.5

(出所) SLBFE, Annual Statistical Report of Foreign Employment 2012, および CBSL, Annual Report。

(注) 2014年は推計値。

いては、熟練人材および未熟練人材の増加がみられる。男性の出稼ぎには比較的スキルレベルや人材のレベルに幅がある。

つぎに、スリランカ人の海外就労先についてまとめたものが表4-6であるが、圧倒的に中東地域の湾岸諸国へ渡航する労働者が多い。とりわけ、サウジアラビア、カタール、クウェート、UAEの4カ国だけで全渡航者の7割から8割を占めている。その他の地域としては、キプロスへの渡航がみられる。キプロスでは女性の家事労働者、農業、ホテル・レストランなどの産業に雇用されている（2009年聞き取り調査）。中東諸国に続いて出稼ぎ先の多いアジア諸国のなかでは、韓国が渡航先として最もシェアが高い。2005年頃から海外就労奨励政策は労働者の保護を意識しはじめ、2009年の内戦終結後は法と秩序を導入し、海外で脆弱な立場に陥りやすい女性家事労働者の送出しの縮小をすすめた。そのことで、熟練度もより高い方へシフトし、女性よりも男性の出稼ぎの数が上回るようになった。これはおもに韓国へ向かう男性の出稼ぎ労働者が増えたからである。2015年現在、韓国への渡航者は圧倒的に男性が多く、多くは農業、漁業、建設業、製造業など

表4-6 おもな海外雇用先の分布（2008～2013年）

（単位：％）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
中東諸国	92.2	93.4	92.3	92.3	92.7	93.9
サウジアラビア	26.9	31.5	26.5	26.1	34.7	27.6
クウェート	18.7	17.1	18.0	19.6	15.7	14.6
UAE	20.4	16.0	15.8	15.0	13.5	16.5
カタール	15.8	17.8	20.4	20.0	20.4	27.5
その他	10.4	11.0	11.5	11.6	8.4	7.7
アジア	5.7	4.3	5.5	6.2	6.0	4.9
モルディブ	1.7	1.6	1.5	1.6	1.4	1.2
韓国	2.8	1.6	2.0	2.8	2.0	1.8
マレーシア	0.5	0.4	1.4	0.9	0.9	1.1
その他	0.7	0.7	0.6	0.9	1.7	0.8
キプロス	1.1	1.2	1.0	1.1	1.0	0.5
その他の国と地域	1.0	1.1	1.2	0.4	0.3	0.7

（出所） SLBFE, Annual Statistical Report of Foreign Employment, 各年版。

（注） 2013年は推計値。

の中小企業での労働力となっている。賃金が中東地域よりも保障されているとの評価がスリランカ国内で高いため、韓国出稼ぎの人気は高まっている。当初は志願者の多くが中卒程度であったが、近年、高卒以上の志願者も出てきている。また、内戦終結後、北部や東部出身者の男性のなかには、たとえ大卒者であっても、よい仕事を得るまでの長期の失業に耐えるほどの経済的余裕がないことを理由に、確実に月々8万～10万ルピー稼げる韓国へ単純労働者として出稼ぎするケースも聞かれるようになった⁽⁹⁾。

第2節 海外就労奨励政策のマクロレベルのインパクト

1. 国内経済に対する海外送金の効果

スリランカ国内に流入する海外送金は、国内の経済活動にどれほどの影響力をもち得るのか。表4-7は、2008年から2014年までの海外送金額の推移、他産業との比較、対外取引に対する効果をみたものである。海外送金はほぼ一貫して増加傾向にあり、2014年には過去最高の70億ドルに達している。スリランカにとって茶と衣類縫製品は代表的な輸出商品であるが、海外送金は1990年頃には茶の輸出額を上回り、内戦終結の翌年には衣類縫製品の輸出額を上回る規模に増加している。内戦終結後のスリランカでは観光産業が劇的な成長をみせたが、2013年以降は、海外送金額の伸びと比較するとわずかに成長スピードが緩み始めている。ODAもFDIも開発資金の役割を果たす外国資金であるが、経済状況や政治経済環境に流入額が左右されやすい。また、海外送金流入額よりもそれらの規模ははるかに小さい。海外送金がスリランカのGDP、輸出額、輸入額、貿易収支額に対してどの程度の影響力があるのかについて、そのシェアをみたところ、いずれも非常に高い割合を示した。衣類縫製品や茶以外に目立った輸出品がなく、貿易赤字に陥りやすい状況において、海外送金は国際収支問題を軽減する役割と、最も安定的に外貨を供給する役割があると評価できる。

つづいて、表4-8はスリランカのGDPに占める国内貯蓄率、国民貯蓄率、

表4-7 スリランカにおける海外送金の経済的比較と経済的影響力（2008～2014年）
（単位：100万 USD）

	2008		2009		2010		2011	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
観光産業	—		350		576		830	
輸出産業								
茶	1,272		1,285		1,441		1,491	
衣類縫製品	3,478		3,261		3,356		4,191	
外国資金 ¹⁾								
ODA	731		703		580		608	
FDI	752		404		478		956	
海外送金	2,918		3,330		4,116		5,145	
対 GDP		7.2		7.9		8.3		8.7
対輸出		28.8		47.0		47.7		48.7
対輸入		18.7		32.6		30.6		25.4
対貿易収支		53.4		106.7		85.3		53.0

	2012		2013		2014 ²⁾	
	金額	%	金額	%	金額	%
観光産業	1,039		1,715		2,431	
輸出産業						
茶	1,412		1,542		1,628	
衣類縫製品	3,991		4,508		4,930	
外国資金 ¹⁾						
ODA	487		423		—	
FDI	941		933		944	
海外送金	5,985		6,407		7,018	
対 GDP		10.1		9.5		9.4
対輸出		61.2		42.4		63.1
対輸入		31.2		29.8		36.1
対貿易収支		63.6		99.5		84.6

（出所） CBSL, Annual Report, 各年版。OECD Stat (<http://stats.oecd.org>), The World Bank (<http://data.worldbank.org>)。 (2015年11月17日アクセス)。

（注） 1) ODA (Official Development Assistance) はドナー国の実績額と国際機関の実績額の合計を計上している。FDI (Foreign Direct Investment) は外国企業による長期資本の純額を計上している。

2) 2014年は推計値。

表4-8 貯蓄と投資に対する海外送金の貢献（1980～2014年）

（対GDP：％）

	1980～1989	1990～1999	2000～2009	2010～2014
国内貯蓄率	12.9	16.0	16.4	18.5
国民貯蓄率	15.5	19.6	21.6	24.9
投資率	26.2	24.9	25.3	29.5

（出所） CBSL, Annual Report, 各年版。

（注） 国内貯蓄は民間／法人貯蓄と政府貯蓄からなり、国民貯蓄は国内貯蓄に海外からの所得収支や支払でない送金などが含まれる。

表4-9 地域別海外送金流入額とシェア（2010～2014年）

	金額（100万 USD）				
	2010	2011	2012	2013	2014
西アジア（中東湾岸）	2,474	3,030	3,358	3,562	3,853
東アジア	247	401	509	557	639
東南アジア	144	206	263	288	323
南アジア	58	51	90	83	84
オセアニア	82	103	132	147	168
EU	724	885	1,071	1,160	1,277
その他ヨーロッパ	177	232	275	308	323
北アメリカ	140	154	174	186	196
中・南アメリカ	35	41	48	58	70
その他	35	41	66	58	84
合 計	4,116	5,145	5,985	6,407	7,018

	シェア（％）				
	2010	2011	2012	2013	2014
西アジア（中東湾岸）	60.1	58.9	56.1	55.6	54.9
東アジア	6.0	7.8	8.5	8.7	9.1
東南アジア	3.5	4.0	4.4	4.5	4.6
南アジア	1.4	1.0	1.5	1.3	1.2
オセアニア	2.0	2.0	2.2	2.3	2.4
EU	17.6	17.2	17.9	18.1	18.2
その他ヨーロッパ	4.3	4.5	4.6	4.8	4.6
北アメリカ	3.4	3.0	2.9	2.9	2.8
中・南アメリカ	0.9	0.8	0.8	0.9	4.0
その他	0.9	0.8	1.1	0.9	1.2
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（出所） CBSL, Annual Report, 各年版。

投資率の推移をみたものである。海外送金は世帯の家計所得になるため、国民貯蓄の変化をみることは、海外送金の効果をみるうえでひとつの参考指標となる。人口2000万人程度の市場規模で、30年もの長期にわたる内戦が続き、主要な輸出品が茶や衣類縫製品という国内産業構造において、国内貯蓄率と国民貯蓄率は緩やかながらも増加傾向をみせている。とくに海外からの送金や所得収支を含む国民貯蓄率は国内貯蓄率よりも高く推移していること、海外送金流入額は一貫して増加傾向であったことから、海外送金の流入は国民貯蓄率の増加に貢献していることが示されている。貯蓄率は国内投資を促す資本となるため、貯蓄率の増加は経済発展に貢献するものである。その意味で、海外送金は経済発展に貢献しているといえよう。つぎに、投資率の推移をみると、内戦期間中はほぼ横ばいであったが、内戦終結後の2010年から2014年にかけて投資率が上向き傾向を示し、投資活動は活発化しているといえよう。

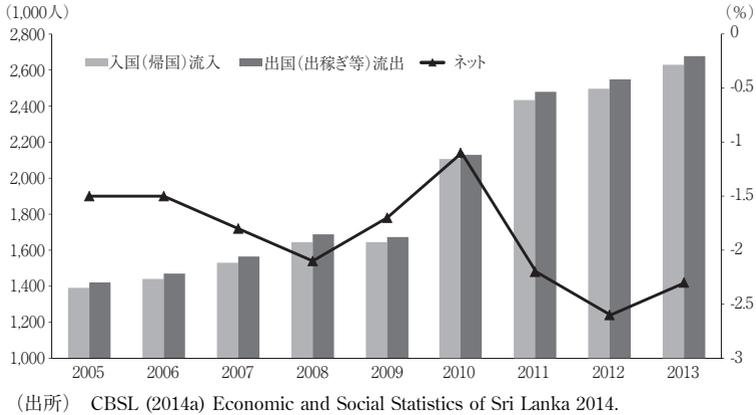
つぎに表4-9は、海外送金流入元について地域別に分類し、それぞれ年間ごとの流入額、その規模についての割合を示している。この表から、海外送金の流入元として中東湾岸諸国だけで全体の5割以上を占めていること、しかし同地域のシェアはこの数年で減少してきていること、逆に東アジアや東南アジアからの海外送金流入額のシェアが微増していることが明らかになった点として指摘できる。依然としてスリランカから中東湾岸諸国へ出稼ぎする割合は大きい、韓国へ向かう労働者の数が増えたことで、韓国から流れる海外送金が増加傾向を示したことによると考えられる。まだ経済発展の課題が多く残るスリランカは、海外で働く200万人近いスリランカ人たちによって創出された70億ドルもの海外送金に強く依存している経済状態にあるといえる。

2. 国内労働市場に対する影響

海外就労奨励政策は、スリランカの国内人口にどれほどのインパクトを与えたのか、国勢調査のデータを用いて確認したい。

図4-4は中央銀行が出している報告書のなかから、2005年から2013年まで

図4-4 スリランカ人の入国、出国、ネットの推移（2005～2013年）



のスリランカにおけるスリランカ人の入国と出国のトレンドをみたものである。この動向をみると、内戦が終結した年の2009年以降から、スリランカ人の出国数および入国数の規模がともに急激に拡大している。内戦終結の翌年の2010年には入国数が伸び、ネット（入国数から出国数を引いた数）値は正に向かっている。内戦終結を機にスリランカへ帰国した者が増えたためであろう。しかしながら、2011年以降から出国超過の傾向を強め始め、現在に至っている。全体として、過去約10年間の動きをみると、スリランカ人の動向は海外への出国規模が海外からの入国（帰国）規模を上回る状態が続き、ネット値はつねに負（マイナス）の傾向を示している。その結果、国内労働市場において建設業や製造業などの分野で労働力不足の問題が起こっている。あるスリランカ人研究者によれば、海外から労働力の流入も漸増しており、インド、モルディブ、パキスタン、バングラデシュ、中国などから労働者として合計50万人がスリランカで働いているのではないかとのことであった（2015年聞き取り調査）。

先述したように、2012年の国勢調査報告書のなかで、調査時に6カ月以上海外に滞在している者を対象に実施したサンプリング調査によれば、回答者の86.8%が海外での滞在理由を就業のためと答えていた。海外就労奨励を実施するSLBFEの報告書によると、2010年において海外で働くスリラ

ンカ人のストック規模は、約193万2245人と推計され⁽¹⁰⁾、総人口の約9.5%に相当する。そのストック規模は、スリランカ国内の生産年齢人口の約23.8%、就業人口の25.1%に相当する（SLBFE 2012, 134）。参考までに産業別データと比較すると、農業部門就労人口は国内就労人口の約32%、工業部門就労人口約25%、サービス部門就業人口約43%であることから、海外で就労するスリランカ人のストック規模は、国内の工業部門の就業人口とほぼ同等であるといえる（鹿毛 2014, 129）。つまりそれは海外出稼ぎがひとつの産業として成り立つほどに、スリランカ経済においてその存在感が大きいといえよう。

つぎに、スリランカから毎年20万から30万人近い人びとが海外で就労するために出稼ぎに出ているが、このフローデータ（2010年）を国内労働市場規模に照らしてそのインパクトをみると、生産年齢人口の約3.3%、就業人口の約3.9%に相当する。毎年これほどの規模の人口が海外で就労し、スリランカ国内から流出している。そして、この流出の約65%が女性家事労働者や未熟練労働者などの単純労働者で占められている。一方、労働市場において専門スキルをもつ人材や頭脳人材の流出は数%、高度人材と単純労働者との隙間を埋める熟練人材、中間層人材、事務系人材などの流出もみられる。とくに2013年に入ってから伸びは著しいものがあった（表4-5）。

第3節 海外就労奨励政策のミクロレベルのインパクト

1. 世帯に対する海外送金流入の効果

スリランカは海外就労者全体の6割以上が単純労働者に分類されることは前節で確認した。多くの労働力輸入国は、外国人の単純労働者を単身でのみ受け入れる。そして労働力輸入国は、外国人単純労働者に対して、滞在期限を設定し、市民権を許可しない。このような条件下において、とくに母国での生活水準の向上や成功を夢みる単純労働者は、海外の移動先での住居環境にかかるコストを低く抑える行動をとる。また、単純労働者は

移動先での就労に専念し、残業にも柔軟に応じるため、雇用主にとっては使いやすい労働力となる。結果として、単純労働者は稼ぐことに専念し、収入の大半を母国送金にまわすことができる。World Bank (2006, 117) は労働力輸出国の世帯が受ける海外送金の効果について、次のようにまとめている。

- ・ 貧困削減に対する効果
- ・ 世帯の危機発生（不作、失業、健康問題など）に直面した際に、送金流入によって安定的な家計消費活動を実現できる効果
- ・ 農家や零細企業における運用資金の制約を軽減できる効果
- ・ 世帯の消費支出のなかでも開発に重要な人的資本（教育、健康、起業）への投資につながる効果

実際に、海外送金の流入が世帯に上記の経済的效果をもたらしているのかどうかについて把握するには、世帯の出稼ぎ実施前と後とを比較することが必要になってくるであろう。しかしながら、現実としてこうした研究調査の手法は、実施困難である。Arunatilake, Jayawardena and Weerakoon (2011, 129-132) は、中央銀行の統計データ（2003/04年度）や2次の資料（2000年）を基に、海外送金を受ける世帯のみを抽出し、ミクロレベルの影響について分析している。そのデータによれば、2000年代前半におけるスリランカの全世帯のうち、11%が海外送金を受けていた。海外送金を受ける世帯は都市部に多く、所得レベルの高い階層に属す世帯ほど高額な海外送金を受けていた。所得階層の高いレベルの世帯は、教育投資が可能であり、人的資本の高い人材を輩出しやすい。高い教育を受けた人材は、出稼ぎ先で高い賃金を期待できる専門職や技術職、上級ホワイトカラーの仕事につく傾向があるためである。海外送金を受ける世帯の総収入のうち、海外送金が占める割合はおよそ36~37%であった。その割合は所得階層によって異なる。茶園などエステート部門の所得レベルの低い階層では、総収入に占める海外送金の割合は30%であった（Arunatilake, Jayawardena and Weerakoon 2011, 130）。海外送金には世帯の所得階層を上方に引き上げる効

果があるということが、ある調査で実証的に示されている。しかし、この調査によれば、貧困（下位）の所得階層の世帯グループよりも、中位にある世帯グループの方が収入階段に沿って上昇する傾向がみられた（Arunatilake, Jayawardena and Weerakoon 2011, 131）。下位の所得階層の世帯グループは、中東地域において低賃金労働のカテゴリーに入る単純労働者や家事労働者として出稼ぎするケースが多い。一方、中位の所得階層の世帯グループは、中東地域では技術職系や事務系につく傾向があるほか、韓国やキプロスなどの比較的賃金率の高い国へ出稼ぎするケースが多い。出稼ぎ先や職種などによって海外出稼ぎの効果は異なる。また、所得階層によって、出稼ぎ準備金や人的資本育成のための教育や研修費用に使える金額も所得階層ごとで異なるため、上記のようなちがいが生じたものと考えられる。

つづいて、海外送金を受けない世帯と、受ける世帯の消費動向について比較すると、海外送金を受取る世帯は、受けない世帯よりも年間3万8000ルピー多く消費する傾向がみられた。海外送金を受取る世帯は、食費、健康と教育により高い消費動向がみられた。しかし、耐久消費財については、海外送金を受けない世帯よりも低い消費動向がみられた。その理由として、海外送金を受取る世帯は、海外出稼ぎ者が帰国の際に耐久消費財を購入するのを待っているからだとして Arunatilake らは分析している。また、海外送金を受取る世帯は、受けない世帯よりも収入源を複数もつ傾向がみられた。たとえば土地資産、金融資産、物的資産などの資産からも、海外送金を受取る世帯は収入を得ている傾向がみられるという（Arunatilake, Jayawardena and Weerakoon 2011, 132）。以上の2次的データ分析から得られた結論は、海外出稼ぎ者を輩出する世帯は、そうでない世帯と比較して、経済的によい状況にあるというものであった。

しかしながら、Arunatilake らは2次的データを用いており、全体論ではない。欧米諸国やアジアで高度人材や技術者として働く家族や子どもを輩出している世帯が海外送金額を高め、2次的データ上の結果を上方に引き上げている可能性が高い。スリランカの海外出稼ぎ全体の3割を占める女性家事労働者の質的調査によれば、まったくちがった結論が導き出されている。国際労働移動のミクロレベルの影響について、中東諸国へ家事労働

働者として出稼ぎを経験した農村地域の女性500人を対象にしたアンケート聞き取り調査を実施したのによると、女性たちの世帯は出稼ぎ後も約65%は、調査地域の公的貧困線以下の階層に該当していることが明らかになった（鹿毛 2014）。つまり、女性家事労働者の海外出稼ぎは社会階層を上方へ引き上げる要因になっていないのである。女性たちが初めて出稼ぎしたときの理由は以下のとおりである。家屋建設が30.8%、収入がなかったからなど、貧困を理由にしたものが28.0%の回答割合であった。2度目以降の出稼ぎの理由になると、女性たちは、約52%が家屋建設のため、子どもへの教育費が15.2%、収入がなかったから10.1%と回答するようになった。つぎに、家族の海外送金の利用状況についてである。初めての出稼ぎでは約70%の女性が残された家族が日々の生活費や消費財の購入に使用したと答えた。家屋建設を理由に初めて出稼ぎを実施した女性は30.8%であったが、そのうち実際に家屋建設やリフォームに使用したと回答した女性はわずか2.5%であった（表4-10、表4-11）。

女性家事労働者と夫の教育歴は平均8年前後と短い（国民の最終学歴につ

表4-10 女性家事労働者たちの出稼ぎ理由

(単位：%)

	初出稼ぎ時	2度目以降
家屋建設のため	30.8	51.7
収入がなかったため	28.0	10.1
経済が困難だったため	8.5	6.4
子どもの教育費のため	7.4	15.2
借金返済のため	6.2	1.7
家計支持者との死別、離婚	5.0	2.4
友人の影響や好奇心	3.6	1.0
貯蓄のため	2.6	5.4
土地購入のため	2.4	1.4
仕事がなかったため	2.0	0.3
子どもの数が多すぎるため	1.4	0.7
家族の医療費のため	1.2	0.3
ビジネス投資のため	0.4	0.7

(出所) 鹿毛 (2014, 159)。

表4-11 女性家事労働者世帯における海外送金の使用状況
(単位：%)

	初出稼ぎ時	2度目
生活費，消費財の購入	69.0	82.6
預金	29.0	36.0
借金返済	3.5	—
家屋建設・リフォーム	2.5	1.1
子どもの教育費・養育費	2.3	1.7
土地，耐久財，投資財購入	0.7	—
医療費	0.5	1.7

(出所) 鹿毛 (2014, 245)。

いては本書5章参照)。多くの女性たちが英語もアラビア語も話せない状態で中東へ出稼ぎに出ていた。中東地域における女性家事労働者の賃金は低く据え置かれていた。それでも1980年代から1990年代後半頃までは、数年働けば女性たちの送金で家を建てることができた。しかし、2000年代半ばに、スリランカは国内で高いインフレーションを記録した。その結果、中東地域へ出稼ぎしても、女性家事労働者の低いままの賃金では送金しても家族が購入できるのは消費財程度という状態に陥った。そのため土地資産や金融資産などの購入に至らず、スリランカ国内での所得獲得手段の多様化はできない。女性たちは家事以外の仕事のスキルを身につけてきたわけでもないため、帰国してもまた主婦になるしか選択肢はない。結果として、再び出稼ぎ前の貧困状態に戻ってしまうのである。内戦終結以降、スリランカ経済が成長基調に転じたことで、さらに女性家事労働者の中東出稼ぎの経済的効果が低下している。たしかに、中東地域で家事労働者の仕事をして、もともと国内経済活動に参加できない主婦が仕事を得て、安定的に世帯の消費財購入を持続できるようになるという意味では効果がある。しかし、長期的な意味での貧困脱却にはつながらないことが明らかとなった。女性が出稼ぎから戻っても、国内において安定的な収入手段が保証されていないため、再び社会階層は元の下位層におさまっていくのが現状であった。

2. 世帯の非経済的インパクト

海外送金は世帯の教育や健康の消費行動を促すことから、世帯員の人的資本の改善につながる。家事労働者として海外出稼ぎ経験をもつ女性たちのうち、子をもつ母親は海外出稼ぎをとおして子どもの教育に関心が高まっていた（鹿毛 2014, 224-228）。海外出稼ぎをした母親は、そうでない母親と比較すると、子どもの教育への投資額が大きいとの調査報告がある（Ukwatte 2010, 164）。しかしながら、もうひとつの現実には、子どもを残して出稼ぎした場合、子どもへの監視不足、子どもの無断欠席の増加、ドロップアウト、栄養不足、健康問題、虐待の被害などが報告されている（INSTRAW and IOM 2000; 鹿毛2014）。就学中の子どもを残して出稼ぎした母親から、その後の子どもの学習意欲についてたずねたところ、出稼ぎ後に子どもの学習意欲が悪化したとの回答が対象者全体の85.4%を占め、このうち35.5%は母親の帰国や周囲の援助によって、子どもの学習意欲が改善したと回答している（鹿毛 2014, 226）。スリランカでは核家族化がすすんでいる。海外就労のために国を離れた親に代わって、いったい誰が残された子どもの面倒をみるのが出稼ぎ時に問題になる。夫ひとりで面倒をみるのが難しいため、スリランカでは、親が出稼ぎで不在のあいだ、残された子どもたちは、祖父母の家や叔父や叔母の家族と一緒に暮らす者が多くみられた。しかし、居候先で残された子どもたちの家事労働の負担が増えているようにみられた。また、夫との長い別居生活によって、女性の帰国後に夫婦関係が築けなくなるなどの問題も少なくなかった。母親の出稼ぎによる非経済的な影響は夫婦関係や家族関係を不安定にする傾向が強くみられた。片親だけでなく、夫婦そろって海外出稼ぎするケースも少なくなかった。幼少期から両親が海外出稼ぎをして、自宅にいないことが当たり前の環境で育つと、成人してもなお、時折、寂しさなどを思い出すようである。当時の状況についてたずねると、涙目になって回答してくれたスリランカ人は少なくなかった。海外出稼ぎは国内出稼ぎと異なり、いったん開始すると一般的に2年は帰国しない。女性家事労働者のなかには、外部や家族との接触や通信を雇用

主によって完全に禁止されているところも少なくなかった。そうした状況に出稼ぎ労働者がおかれていれば、残された家族は音信が途絶えたことを不安に思うであろう。残された子どもの精神的影響も非常に深刻であると報告もある (Ukwatte 2010, 165)。残された子どもの年齢や性別、環境によって、子どもたちが背負う精神的負担の深刻度は異なるだろうが、次世代の人的資本育成に何らかの障害を残す可能性は否めない。

第4節 海外就労奨励政策と経済発展の課題

1. 国内労働市場の課題

(1) 単純労働者送出国

理論的には、国際労働移動が進むと送出国の国内労働市場において、失業率および不完全失業率が減少し、賃金率が改善し、労働力参加率が上昇すると説明できる。また、単純労働者は社会成層の下層に多いため、単純労働者が海外送金をもたらすことは下位世帯の貧困問題の解消に貢献すると一般的に考えられている。

しかしながら、Arunatilake からも指摘するように、政府が国内の失業、貧困、不平等などの問題を海外就労奨励政策によって解決しようとするならば、政府自身が国内の雇用創出対策への意欲を弱めてしまい、必然的に国内雇用創出策に投じる予算や人員が減少するであろう (Arunatilake, Jayawardena and Weerakoon 2011, 125)。海外送金の経済効果の影に隠れ、国内雇用創出対策の重要性を政府が見失ってしまう危険性がある。国内雇用創出のためには、国内産業の発展が重要な鍵となる。本書の第1章で考察しているように、経済発展のためには、輸出産業の高度化につながる企業誘致は重要である。また、資源賦存を活用した新しい産業発展や、国内起業家の育成などの取り組みも重要となるであろう。海外出稼ぎ労働者予備軍を国内市場にとどめながら、失業率を改善させていくことの方が、本当の意味での経済発展と呼べるものになるのではないか。これらの国内での

取り組みがすすめられないかぎり、労働力の海外流出構造は今後も続く可能性が考えられる。海外労働市場への依存状態を続けることは、地政学的潜在力を生かしたダイナミックな経済発展の萌芽を阻害することになるのではないか。

Arunatilake らによれば、これまで女性家事労働者が多く海外へ働きに出ているが、女性の労働参加率の統計データにはその実態が反映されていないと指摘している。中央銀行のデータによれば、2013年のスリランカにおける15歳以上人口に占める女性の労働参加率は35.6%であり、これはインド27.0%よりは高いものの、バングラデシュ57.4%、マレーシア44.4%、ネパール79.9%と比較して低い（CBSL 2014b, 95）。なぜなら、海外へ向かう女性家事労働者や女性の未熟練労働者の多くは統計的には主婦として扱われ、経済活動に参加していないものとみなされるからである（Arunatilake, Jayawardena and Weerakoon 2011, 127）。スリランカでは、女性がひとりで自立して生きていくように育てられることはない。女性は子どもの頃は父親に、結婚してからは夫に、年老いてからは息子に依存するものというのが社会の価値観として根強く残っているために、もともと主婦である女性家事労働者の海外出稼ぎは、労働参加率の統計データとして見落とされやすい。他方、鹿毛（2014）によれば、スリランカにおいて、家事労働者として出稼ぎするような女性たちというのは、学歴が低く職歴もない。村の日雇い賃金労働者や左官工、農業などを営む男性と結婚して主婦として村で過ごす女性が大半である。とくに、子どもができると同時に夫と別居した女性や、夫と死に別れた女性、夫に収入がない女性など貧困と隣り合わせの女性が、生活苦を理由にやむなく志願することが多い。女性が国内で働く機会が制限されやすいスリランカ社会において、海外就労奨励政策は、とくに学歴が低く国内労働市場への参入が困難な農村の貧困世帯の女性たちに海外出稼ぎの機会を与えてきた。

つぎに国内労働市場における賃金率について、中央銀行の報告から検討してみたい。報告書によれば、農業や土木作業の日雇い労働者の1日当たりの名目賃金率は2012年と比較して2013年ではいずれも上昇しているという。この賃金上昇の理由のひとつには、男性労働者の海外出稼ぎによって国内

で、とくに建設業関連分野で労働力不足が生じていることが影響している（CBSL 2013, 111）。建設業関連分野での労働力不足の背景には、内戦終結を導いたラージャパクサ政権が国内インフラ整備をとおして経済開発政策をすすめていたことが挙げられる。中国などから巨額の海外援助を受けて大型プロジェクトをすすめたために、国内のとくに建設業関連分野で労働力需要が急速に伸びたのである。2014年の中央銀行の報告書でも、内戦終結後、インフラ開発に伴う建設業分野やその他の経済活動の活発化によって、国内労働市場で雇用が拡大したとある。ここに海外就労奨励政策と国内を対象とした開発政策による国内労働力不足と国内賃金上昇圧力が相乗して、建設業関連の国内賃金率を上昇させたのである（CBSL 2014b, 92）。このほか、本書の第3章も指摘しているとおり、スリランカの国内市場において、衣類縫製工場のおもに女性が担う工程で工具が不足しているという。茶園でも同様に労働力不足が深刻化している。1990年代より茶園の女性労働者のなかから海外へ家事労働者として出稼ぎするケースが出始めた。さらに茶園の労働者たちの意識にも徐々に変化がみられ、都市部や他産業へ移動する人びとが増え始めたのである。これらの労働力移動は、スリランカ社会の国内の変容と海外就労奨励政策の影響が大きな要因といえよう。

以上のことから、国内労働市場における労働供給と賃金率の面からすると、海外就労奨励政策は国内の開発政策に負の影響を与えているという見方は否めない。

しかし、2015年にラージャパクサ政権が失脚してシリセーナ政権が誕生すると、前政権主導の大型プロジェクトの多くは一時的な中断または中止になっている⁽¹⁾。国内でインフラ整備を重視した開発戦略が中断したことによって、今後のスリランカの国際労働移動、とくに単純労働者の海外出稼ぎの動向はどのような変化をみせるのか、今後も注視が必要であろう。

(2) 専門・高度人材送出

OECDの報告によれば、2010/11年度におけるOECD諸国に在留する15歳以上のスリランカ人は55万3000人いるとされ、このうち16万8000人は高学歴人口であった。高学歴者のOECDに向けた出国者数の割合は5.7%となって

おり、アジア諸国（平均3.3%）のなかではベトナム（10.3%）、フィリピン（7.4%）、イラク（6.1%）、カザフスタン（6.0%）に続いて高い割合にあった（OECD 2013, 5-6）。世界銀行の報告では、2000年において、スリランカ人の大卒者のうち約29.7%は海外に滞在しているという（鹿毛 2014, 16）。世界銀行が2006年に発行した報告書のなかに、熟練人材や専門・高度人材などの頭脳流出の予測されるインパクトについてまとめている。そこには否定的な影響と肯定的な効果、および混在した影響が明示されている（World Bank 2006, 67-69）。本節では否定的影響と肯定的効果の2点を取りあげる。

一般的には、送出国の生活水準や経済成長に対して否定的な影響が生じると考えられている（World Bank 2006, 67）。その理由の第1は、教育投資は、教育を受けた個人への見返りよりも、社会に対する効果の方がより大きく現れる。高度人材の海外流出によって、国内における研究・教育の効果が薄まってしまうからである。第2に、企業の生産性はその規模に比例するため、高度人材の流出は高い技能と頭脳の流出でもあり、生産性の縮小に影響してしまうからである。第3に、スリランカでは公立ならば小学校から大学まで教育が無償で提供されている。教育費用は政府補助金によってまかなわれているため、高度人材の流出は予算効果の喪失といえる。最後の負の影響は、専門的技術スキルを要するサービスの提供価格が高くなることである。たとえば医療系サービスなどが該当する。スリランカでは教育費同様に医療費も政府系の病院やクリニックであれば無償である。しかし、高度人材の流出などによって、医者や看護師が不足するなどの問題が出ている。そのため待ち時間が長く、診察時間はわずか数分程度しか診てもらえないなど、人びとからの不満の声が聞かれる（2014年9月、聞き取り調査）。2003/04年度のデータによれば、スリランカは世界157カ国のうち、医師は37番目、看護師は66番目に多く OECD 諸国に輩出する国として報告されている（Arunatilake, Jayawardena and Weerakoon 2011, 128）。

世界銀行は高度人材の送出国における肯定的な効果も指摘している（World Bank 2006, 67-68）。高度人材の給料は基本的に高額設定されるため、必然的に送金額が増加する点もひとつの肯定的効果である。このほか、留学も頭脳流出に含めて考慮すると、高度人材流出の正の効果について次の3点

が挙げられる。まず第1に、海外就労を通じて自己の専門性を磨く機会を獲得できることである。高度人材にとっては、高収入を期待できるだけでなく、専門性と技能を高める環境があるかどうかは職場選びでは重要となる。キャリアアップや技能習得の機会がスリランカにないならば、知識や語学力の高い大卒者や高度人材は海外へ目を向ける。第2に、高度人材の専門性を高めるための教育や研修を大規模に実施できることである。スリランカでは、高度人材の専門性や技能を高めるための教育や研修を実施できる設備がほとんど完備されていない。第3に、スリランカのように市場規模の小さな国では、高度人材の雇用先が非常に限られている。農業部門やアパレル産業などの分野ではむしろ労働力不足が問題視されている（詳しくは本書の第3章を参照）が、産業構造の高度化がすすんでいないスリランカでは、高度人材の満足できる就労先を提供できていないことが多いことが現実である（第5章参照）。高度人材にとってこのような環境にあるスリランカにおいて、教育・研修目的の一時的な頭脳流出（帰国を想定している場合）は、人材育成と経済発展をすすめるうえで高い効果があるといえよう（Ratnayake and de Silva 2013）。

とはいえ、スリランカの現状をデータで確認したとおり、専門・高度人材の流出は限られた一部の層でみられるにすぎない。また、海外で就労や教育を受けるために出国したまま帰国しない高度人材は少なくない。なぜなら、優秀な専門家・高度人材は先進諸国での需要が高い。外国人高度人材を受け入れる国は、さまざまな社会保障や待遇を提供することで海外からの優秀な人材を集め、国の発展戦略に活用している。また移民政策を有す国は市民権への道を与えている。とくに高度人材は受け入れられやすい。これらのおもに先進国の経済発展と高度人材確保のための政策もスリランカの頭脳流出に影響している。いずれにしても、頭脳流出の影響や効果はまだ明確な決着がついていない。

2. 海外労働者の保護

スリランカの海外就労奨励政策は、2006年頃から、海外における自国労働者（とくに単純労働者）の保護等に力を入れはじめたが、まだ多くのやり残しがある。海外で自国労働者の保護を実施することは、予算制約の強いスリランカにとって難しい。さらに単純労働者は海外労働市場では景気の調節弁に使われやすく、雇用する側の経済的事情によってまず解雇されるのは外国人労働者である。このほかにも、1990年代はじめに勃発したイラクによるクウェート侵攻とそれに伴う湾岸戦争、2000年代に起こったレバノンでの紛争、2011年頃に起こったリビア内戦等によって、多くの女性家事労働者や単純労働者たちが命からがら帰国してきた（2008～2009年、2014年、聞き取り調査）。単純労働者たちは海外の労働市場では実に脆弱な存在である。とくに、女性家事労働者から寄せられる苦情は相変わらず多い（SLBFE 2011）。雇用先では、賃金未払い、オーバーワーク、雇用主による外部との接触の禁止、虐待などが報告されている。家事労働者の女性たちが英語もアラビア語も話せない状態で、第三者の目の行き届かない雇用主の自宅で問題に直面したときに、はたしてどれほど機転の利いた対応ができるだろうか。政府は海外送金や失業率改善の効果ばかりを評価し、送出し事業所はビジネス拡大ばかりに気をとられ、労働者の保護や労働者の立場に立った政策立案は後回しになってきたのが現状である。2009年以降、家事労働者の海外出稼ぎに対して、許可年齢の上昇、5歳以下の子どもをもつ母親への出稼ぎ禁止措置、警察権の行使による規則等の徹底化などが行われた。その結果、この数年の動向として、家事労働者の渡航が減少し始めているのは前節で確認したところである。

このほか、送出し事業所による契約不履行も少なくない点も問題である。とくにドイツや日本などの先進国への出稼ぎ希望者に対し、送出し事業所は140万ルピー（約140万円）もの高額な違約金や保証金、仲介料を要求することが多い。なぜなら、送出し後に労働者が失踪しても、両国仲介業者が客となる雇用主へのクレーム対応とSLBFEに支払う罰金、および自己の利

益の確保のためである。また、事業者がパスポートと仲介料等を奪って逃走するケースもスリランカではよく聞かれる話であった。海外での労働者の保護だけでなく、スリランカ国内ではびこるこのような事業者に対する取り締まりの強化と、志願者に対して正確で信頼のおける情報を提供することも重要であろう。

これまでスリランカが海外就労奨励政策をすすめるに従って、出稼ぎ目的の海外渡航の数はつねに増えてきた。それと同時に海外での問題も増えた。上述した雇用先での問題のほかにも、自殺、死亡事故なども毎年報告されている。これにともない遺体の輸送コストがかかるほか、現地で労働者の相談を受ける専門スタッフが常駐するための費用、家事労働者などの一時的避難所であるセーフハウスやシェルター施設の設置と維持費用、弁護士など裁判費用など、さまざまな労働力輸出政策の費用に対する予算を拡大する必要が出てきた。職員によれば、近年、これらにかかる設備や維持コストの削減がSLBFE内で議論されるようになったという（2014年1月、聞き取り調査）。

むすびに

1970年代後半から、スリランカは市場開放政策を主軸とする経済発展戦略をすすめてきた。しかし、市場開放は海外市場の開拓や海外の投資や企業誘致を可能にする反面、外部の負の影響も受けやすくなるというデメリットがあった。そのため、1980年代の世界的な経済低迷によって、スリランカは市場開放政策のメリットを享受できず、国内の失業問題や所得格差、貧困問題などの社会問題を悪化させた。その結果、青年の反乱や30年ものあいだ続いた民族間の内戦を招いてしまった。その一方で、海外就労奨励政策は、市場開放政策の長所を生かし、民間の力を利用して発展することができた。海外出稼ぎを志願する人びとの数は急増し、同時に民間の送出し事業所も増え、海外出稼ぎ産業が形成された。政府は徐々に海外出稼ぎを奨励する制度を整え始め、中東地域に在外公館の設置をすすめ、1980年

代半ばには海外就労業務を行う政府系機関 SLBFE を設立したのである。海外送金がマクロレベルの経済の安定化に貢献し、重要な外貨獲得手段になることが明らかになると、大統領演説などで海外出稼ぎがとりあげられ、海外就労奨励策はさらに推しすすめられた。1990年代になると、女性家事労働者の中東地域への出稼ぎが増えた。しかしながら、問題は海外だけではなかった。国内に残した子どもの養育・教育の問題、夫との離別など家族の問題も社会が深刻にとらえるようになった。国内における家族の絆の問題は女性家事労働者が出稼ぎをしたケースで最も深刻であると筆者は考える。さらに、女性家事労働者や未熟練労働者の海外出稼ぎは、一時的な経済的処方箋になっているが、貧困脱却には結び付いていない。こうして海外就労奨励政策は、2006年頃から海外労働者の保護を意識したものへと変更し、さらに内戦終結後の2009年頃からは、女性家事労働者の海外出稼ぎを抑制する動きを強めた。また、よりスキルレベルの高い職種が奨励されるようにもなった。とくに女性に代わって男性労働者や熟練労働者などの海外出稼ぎを奨励している。

内戦終結を導いたラージャパクサ政権が実施した海外就労奨励政策は、労働力の送出し規模の拡大をめざすことに注力してきたそれまでのものとは異なるものであったと考える。海外労働者の保護策を実施し、社会的なコストに注目して、むしろリスクの高い移動に対しては規制を与える対策を実施した。筆者は海外就労奨励政策について、その当時の政権の取り組みを評価している。なぜなら、筆者自身は、国際労働移動の経済発展に対する効果はアドホックで、その場しのぎの対策でしかないと考えるからである。海外就労奨励政策は根本的な社会問題の解決策にも、経済発展の重要な戦略になり得るとも評価できないからである。それは、本章で国内労働市場への影響と問題を検討したところでも明らかであった。国内で雇用創出を志向する取り組みに重点をおくことが重要であろう。また、海外への労働力流出を食い止めるまたは禁止するような政策転換を実施することも必要になるだろう。国を挙げて国内の経済発展に取り組むことの方が、より効果的で長期的な発展に結び付くと考える。2015年にラージャパクサ政権が失脚し、シリセーナ政権が誕生した。スリランカの経済発展の展開

をみながら、海外就労奨励政策と国際労働移動の動向がどのような変遷をたどっていくのか、今後も注視していくことは、経済発展と国際労働移動の関係性を明らかにするうえで学術的に意義深いと考える。

〔注〕

- (1) 国家による国際的な労働者の移動を管理する方法として、次のふたつの政策が実施されている。ひとつは労働力輸入政策、すなわち外国人労働者を国内労働市場で受け入れ、かつ管理する政策である。もうひとつは労働力輸出政策、つまり国内労働力を海外の労働市場に送り雇用促進や出稼ぎ奨励を図る政策である。
- (2) 本章ではアジアの範囲を、極東アジア、東アジア、東南アジア、南アジア、中東地域を含む西アジアとする。
- (3) 2013年の国連報告によれば、世界人口の3.2%に相当する約2億3200万人もの人びとが生産年齢以上の国で生活し、その約74%は20～64歳の生産年齢人口であると推計されている（UN 2013a）。1990年のデータではそれが2.9%（約1億5400万人）であったことから、世界人口の増加よりもわずかに大きく国際移動人口も増加してきた傾向がある。アジアにおいては、2000年以降に大きく増加している。
- (4) 労働力の輸入国と輸出国の本章における定義は以下のとおりである。労働力輸入国とは、国内労働市場が労働力不足に直面し、その解決のために政府が外国人労働者またはそれに準ずる外国人を受け入れる制度を導入した国とする。労働力輸出国とは、自国民の海外渡航のうち海外での就労を目的とする渡航が比較的多くみられる国とする。また労働力輸出国は、国民の海外就労を奨励する政策を導入している。本章では、労働力を商品と同様に貿易取引的な意味合いで説明する際には労働力の輸出国または輸入国と表現する。国際関係や政治的・制度的な意味合いの強い場合は、労働者の送出国または受入国と表現する。
- (5) 1985年のSLBFE法には、SLBFEの運営体制、労働者厚生基金の設置、設立目的としては、海外市場の開拓と機会促進、民間業者に対する支援とライセンスおよび規制、契約基準の保障、労働者の研修、海外雇用に関するデータ収集、在外スリランカ人の福利と保護、労働者の家族への情報提供とガイダンス、在外スリランカ人の生活、海外送金の投資、帰国者の再統合の促進などが示されている。
- (6) スリランカはこのほか、8つのILO条約に批准している。①強制労働条約（第29条）1930年、②結社の自由及び団結権保護条約（第87条）1948年、③団結権及び団体交渉権条約（第98条）1949年、④同一報酬条約（第100条）1951年、⑤強制労働廃止条約（第105条）1957年、⑥差別待遇（雇用及び職業）条約（第111条）1958年、⑦最低年齢条約（第138条）1973年、⑧最悪の形態の児童労働条約（第182号）1999年。
- (7) 罰金の75%がSLBFEの管理する労働者厚生基金に納められる規定になっていることから、労働者の保護というよりはSLBFEの財源確保にすぎないと批判も出ている（*Migration News*, October 2009）。

- (8) 登録手数料が5000ルピーになると、2度目以降の女性家事労働者の登録手数料は据え置かれるのか、一律5000ルピーになるのかについて言及されていない。
- (9) 参考までに、中東で同じ条件（中小零細の工場、自動車解体業、農業など）の場合のスリランカ人男性労働者に対する月々の給与額は、2007年から2014年までに筆者がスリランカで行ってきた聞き取り調査によると次のとおりである。給与額は同じ中東地域でも国により大きく異なり、サウジアラビア、UAEのドバイやカタールなどでは比較的高く4万から7万ルピーが相場のものであった。一方、オマーンは安く、だいたい2万から3万ルピー程度であった。
- (10) 参考までに、2013年10月1日現在における、日本の領土外に在留する邦人総数は125万8263人である。このうち、長期滞在者（一時的に3カ月以上の滞在者）は83万9156人（在留邦人全体の約67%）、ほかに永住者41万8747人（約33%）の内訳である。長期滞在者のうち、民間企業関係者（約54%）、留学生・研究者・教師（約21%）、その他・無職など（約16%）、自由業関係者（約5.3%）、政府関係者（約2.8%）となっている（外務省領事局政策課、「海外在留邦人数調査統計」平成26年要約版）。スリランカは日本の人口のわずか6分の1程度にすぎないが、海外に在留するスリランカ人は日本人の在留者の1.5倍以上もの規模である。
- (11) ハンバントタ国際空港（ラージャバクサ政権時代に巨額の中国援助によりハンバントタ県に設置されたスリランカ第2の国際空港）は、2015年5月現在、カタール航空（ドバイ便）以外の便はない。1日当たりゼロから数人程度と利用客が少なかったため、スリランカ航空は撤退した。またハンバントタ県に病院建設もすすめられていたが、その建設も一時中断している。しかし、中国の援助で実施されている港周辺の開発は2016年より第3フェーズに入った。そこでは、スリランカ人エンジニアなどが雇われている。中国のほか、インドの企業が参入している。2016年より少しずつ開発が進められるようになった（2016年1月、聞き取り調査）。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 鹿毛理恵 2014.『国際労働移動の経済的便益と社会的費用：スリランカの出稼ぎ女性家事労働者の実態調査』日本評論社。
- ヘルマン-ラジャナヤガム, ダグマー 2012. 「チャンドリカ・クマラトゥンガとスリランカにおける女性の政治権力の低下」宮負こう訳・辻村みよ子・スティール若希編『アジアにおけるジェンダー平等—政策と政治参画—』東北大学出版会。

<英語文献>

- Arunatilake, N., P. Jayawardena, and D. Weerakoon. 2011. "Sri Lanka." In *Migration, Remittances and Development in South Asia*, edited by S. Kelegama. New Delhi: Sage Publications.
- Brochmann, G. 1993. *Middle East Avenue: Female Migration from Sri Lanka to Gulf*. Boulder:

- Westview Press.
- CBSL (Central Bank of Sri Lanka). 2013. Economic and Social Statistics of Sri Lanka 2013. Colombo: Central Bank of Sri Lanka.
- 2014a. Economic and Social Statistics of Sri Lanka 2014. Colombo: Central Bank of Sri Lanka.
- 2014b. Annual Report. Colombo: Central Bank of Sri Lanka.
- Gamburd, M.R. 2000. *The Kitchen Spoon's Handle: Transnationalism and Sri Lanka's Migrant Housemaids*. Ithaca: Cornell University Press.
- ILO (International Labour Organisation). 2008. Decent Work Country Programme Sri Lanka 2008–2012. Colombo: ILO Country Office for Sri Lanka and Maldives.
- 2013. *Recruitment Practices of Employment Agencies Recruiting Migrant Workers: A Review Aimed at Improving Recruitment Regulations and Drafting Recruitment Guidelines*. Colombo: ILO Country Office for Sri Lanka and Maldives.
- INSTRAW and IOM (International Research and Training Institute for the Advancement of Women and International Organization for Migration). 2000. *Temporary Labour Migration of Women: Case Studies of Bangladesh and Sri Lanka*, Santo Domingo: UN-INSTRAW, United Nations.
- IPS (Institute of Policy Studies of Sri Lanka). 2013. *Migration Profile: Sri Lanka*. Colombo: Institute of Policy Studies of Sri Lanka.
- Jayasuriya, S. 2004. "Exchange Rate." In *Economic Policy in Sri Lanka: Issues and Debates*, edited by S. Kelegama. New Delhi: Sage Publications, 177–192.
- Karunaratne, H.D. 2008. "International Labour Migration, Remittances and Income Inequality in a Developing Country: The Case of Sri Lanka." 『経 済 志 林』 75 (4) March: 21–65.
- Kelegama, S. 2006. *Development Under Stress: Sri Lankan Economy in Transition*. New Delhi: Sage Publications.
- Lakshman, W.D. 2004. "Youth Unemployment: An Exploratory Study." In *Economic Policy in Sri Lanka: Issues and Debates*, edited by S. Kelegama. New Delhi: Sage Publications.
- OECD (Organization for Economic Cooperation for Development). 2013. World Migration in Figures: a joint contribution by UN-DESA and the OECD to the United Nations High-Level Dialogue on Migration and Development, 3–4 October 2013, OECD. (<http://www.oecd.org/els/mig/World-Migration-in-Figures.pdf> 2015年2月アクセス).
- Parliament of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka. 1985. Sri Lanka Bureau of Foreign Employment Act, No. 21 of 1985, Supplement to Part II of *the Gazette of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka*, 7 June.
- 1994. Sri Lanka Bureau of Foreign Employment (Amendment) Act, No. 4 of 1994, Supplement to Part II of *the Gazette of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka*, 4 March.
- 2009. Sri Lanka Bureau of Foreign Employment (Amendment) Act, No. 56 of 2009,

- Supplement to Part II of *the Gazette of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka*, 2 October.
- Raj-Hashim, R. 1994. "A Review of Migration and Labour Policies in Asia." In *The Trade in Domestic Workers: Causes, Mechanisms and Consequences of International Migration*, edited by N. Heyzer, G.L. a Nijeholt, and N. Weerakoon. Kuala Lumpur: Asian and Pacific Development Centre.
- Ratnayake, P., and S. de Silva. 2013. *Human Capital Development with Japanese Assistance: Past Performance and Lessons Learnt*. Saga: Saga University Economic Society Faculty of Economics.
- SLBFE (Sri Lanka Bureau of Foreign Employment). 2011. Annual Statistical Report of Foreign Employment 2011. Koswatta: Sri Lanka Bureau of Foreign Employment.
- . 2012. Annual Statistical Report of Foreign Employment 2012. Koswatta: Sri Lanka Bureau of Foreign Employment.
- . 2013. *Safe Labour Migration Information Guide*. Koswatta: Sri Lanka Bureau of Foreign Employment.
- Ukwatte, S. 2010. *Economic and Social Impacts of the Migration of Sri Lankan Transnational Domestic Workers on Families and Children Left Behind*. Ph.D. diss., the University of Adelaide.
- UN (United Nations). 2013a. *International Migration 2013 Wall Chart*. New York: Population Division, Department of Economic and Social Affairs, United Nations. (<http://esa.un.org/unmigration/wallchart2013.htm> 2014年3月アクセス).
- . 2013b. *Population Facts*, No. 2013/2, September. New York: Population Division, Department of Economic and Social Affairs, United Nations. (http://esa.un.org/unmigration/documents/The_number_of_international_migrants.pdf 2015年1月アクセス).
- Wickramasekara, P. 2011a. "Labour Migration in South Asia: A Review of Issues, Policies and Practices." *International Migration Paper* No. 108. Geneva: International Labour Office, International Labour Organization.
- . 2011b. "South Asia: Issues on Migration and Development." In *Migration, Remittances and Development in South Asia*, edited by S. Kelegama. New Delhi: Sage Publications, 267-327.
- World Bank. 2006. *Global Economic Prospects: Economic Implications of Remittances and Migration*. Washington, D.C.: World Bank.
- <新聞・メディアソース>
- Daily News*. 2015. "Interim Budget — Maximum Benefits, Concessions to People." 30 January.
- Migration News*. 2015. "South Asia." Volume 16, Number 4. 30 January.
- <ウェブサイト>
- SLBFE <http://www.slbfe.lk/article.php?article=57> (2014年3月アクセス).